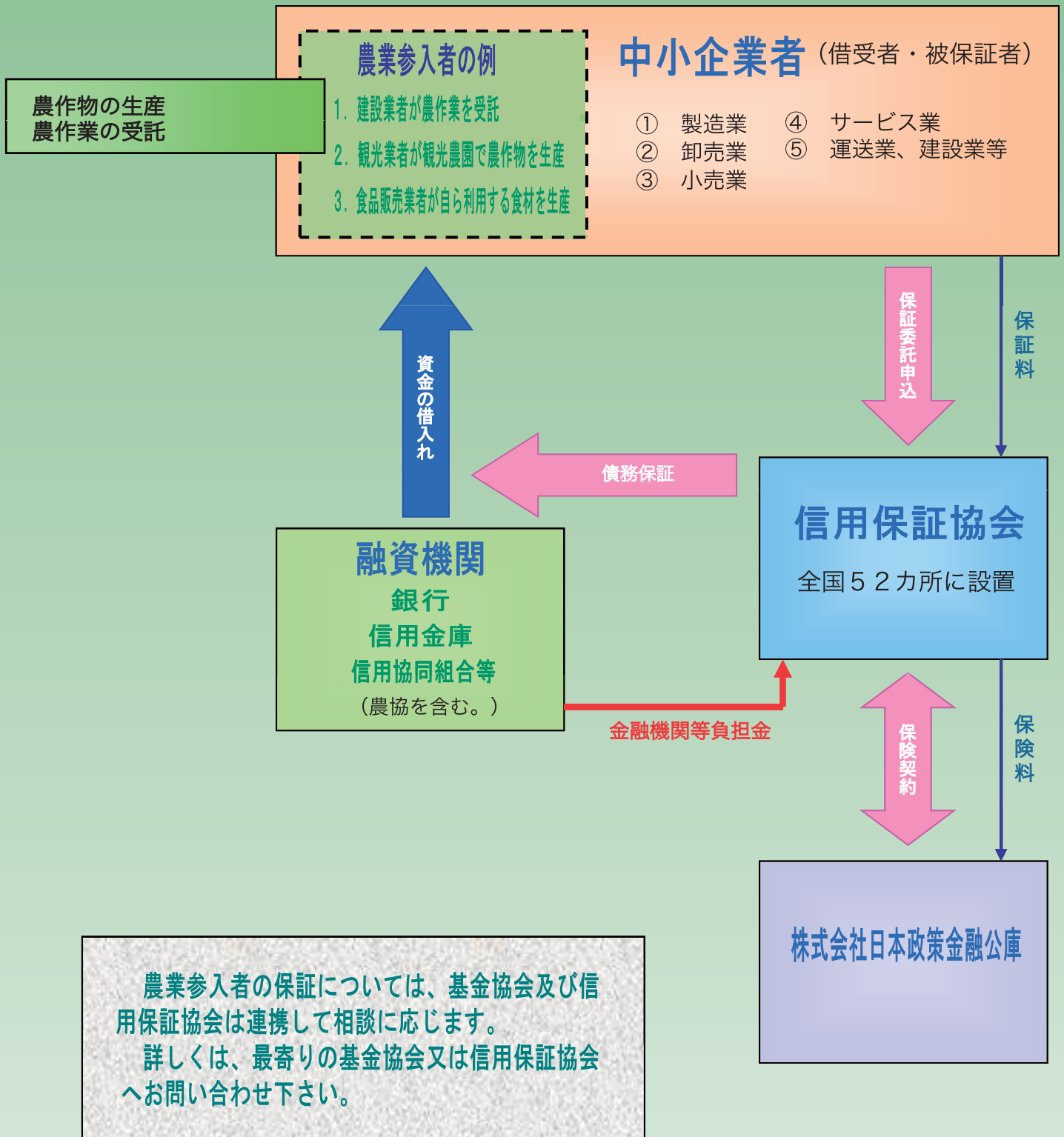


中小企業信用保険制度

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするための制度であり、保険の対象となる中小企業者は、業種、資本金、従業員規模が定められており、農業は対象にされていません。



農業信用基金協会の債務保証の対象者

◆債務保証の対象者◆

基金協会の債務保証を利用できるのは、**基金協会の会員になっている農業者等（基金協会の会員になっている農協の組合員を含みます。）**です。

農業者等とは

「農業者等」とは、農業信用保証保険法及び同法施行令で、次の者が定められています。

- ① 農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者及び農業に従事する者
- ② 農業協同組合(農協)
- ③ 農業協同組合連合会
- ④ 農事組合法人
- ⑤ 農業協同組合中央会
- ⑥ 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- ⑦ 土地改良区及び土地改良区連合会
- ⑧ たばこ耕作組合
- ⑨ 農業振興公益法人(略称)※1
- ⑩ 農業協同会社(略称)※2

◆解説◆ 農協の組合員とは

農協は、組合員である農業者の出資により組織された法人です。

このため、農協が基金協会に出資をして、会員になっている場合には、その農協の組合員は、改めて基金協会の会員にならなくても基金協会の債務保証を利用できることとされています。

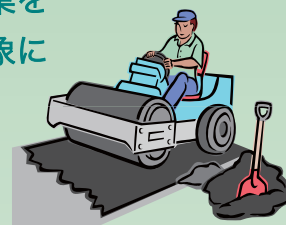
基金協会の会員とは

- (1) 基金協会の会員資格は、
 - ① 基金協会の区域内に住所を有する農業者等
 - ② 基金協会の区域内の全部又は一部を区域とする地方公共団体とされています。
- (2) 基金協会の会員になるためには、1口(1万円)以上の出資が必要です。

基金協会を利用できる農業者等の方々のうち、①の農業を営む者及び農業に従事する者については、個人、法人、任意団体のいずれであっても該当します。

また、農業に従事する者には、農地を所有せず、また、農業経営は行っていないものの、農業を営む者に雇用されている方や委託を受けて農作業を行う方も該当します。

建設業の方が農作業を受託する場合も対象になります。



※1 農業振興公益法人とは

農業の振興を目的とする公益法人で、①から③の者又は地方公共団体が、社団法人にあつては表決権の過半数を有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているものをいいます。

※2 農業協同会社とは

農産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造その他の農業の振興に資する事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社であつて、農業を営む者、②又は③の者が、株式会社にあつては総株主の議決権(地方公共団体を除く。)の過半数を有し、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているものをいいます。

農業信用基金協会の債務保証の対象融資機関及び対象資金

債務保証の対象融資機関とは

農業信用保証保険法及び同法施行令で次の融資機関が定められています。

- ① 組合員への貸付けの事業を行う農協
- ② 信用事業を行う農協連合会（信農連）
- ③ 共済事業を行う農協連合会（共済連）
- ④ 農林中央金庫
- ⑤ 銀行
- ⑥ 信用金庫
- ⑦ 信用協同組合

基金協会の債務保証の対象となるのは、農業者等が左の①から⑦の融資機関から保証対象資金を借り入れた場合になります。



◆解説◆ 融資機関の義務とは

農業制度資金について、融資機関は、貸付審査・債権保全に係る条件の整備や、貸付金の回収状況の報告、債務保証に用いた帳簿及び証拠書類の保存等を行う必要がありますが、農協が行っているような「営農指導」を行うことまでは求められていません。

また、基金協会は、必要に応じ、その業務の一部を融資機関に委託することができることとなっています。

基金協会は、融資機関が融資する農業経営に要する事業資金のほか、経営規模の拡大等に要する農業近代化資金や新規作物を導入する場合等に利用される農業改良資金等、農業者等の方々の様々なニーズに応じた制度資金についても債務保証の対象資金にしています。

◆解説◆ 農業近代化資金等の融資機関とは

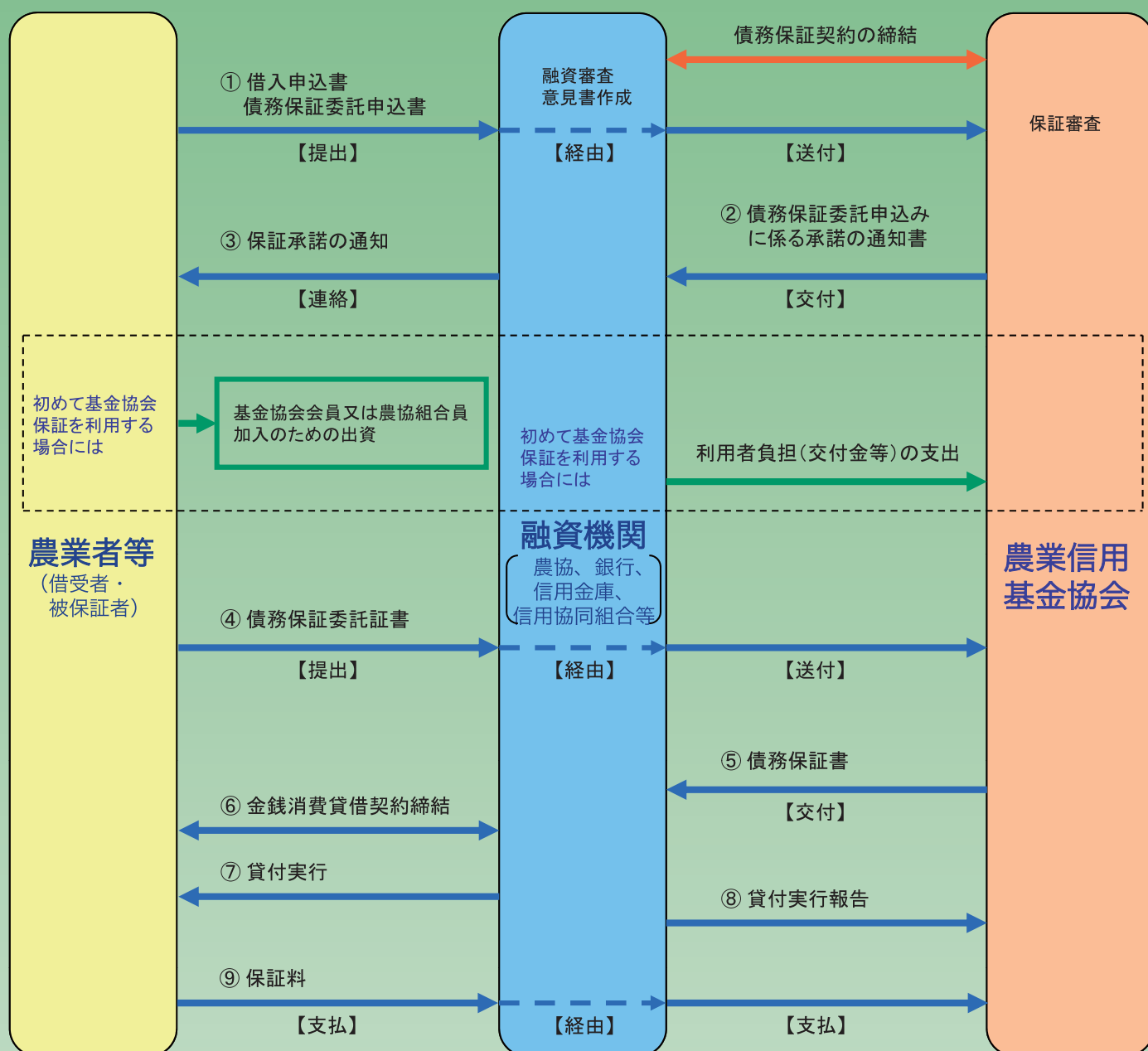
農業近代化資金等の制度資金（右の①から⑨の資金）についても、農協系統金融機関、銀行、信用金庫、信用協同組合の融資機関からのご利用ができます。

債務保証の対象資金とは

農業信用保証保険法等で次の資金が対象資金とされています。

- ① 農業近代化資金
- ② 農業改良資金
- ③ 就農支援資金
- ④ 農業経営改善促進資金
- ⑤ 農業経営負担軽減支援資金
- ⑥ 畜産特別資金
- ⑦ 畜産経営維持安定特別対策に係る資金
- ⑧ 家畜飼料特別支援資金
- ⑨ 追加的信用供与補助事業に係る資金
- ⑩ 農業者等が必要とする事業資金等

農業信用基金協会の債務保証の利用手続き



基金協会の保証料とは

基金協会は、債務保証のリスクに備えるためのコストとして、被保証者である農業者等の方々から保証料をいただいています。この保証料については、各基金協会の業務方法書に基づき、2.0%以内で計算した保証期間の保証料の総額の範囲内で、各資金ごとに保証料（1件当たりの一律保証料、保証残高に保証料率を乗ずる定率保証料）を定めています。

農業近代化資金・農業改良資金等制度資金の保証料率は、融資対象物件担保・経営内保証人以外を徴求しない場合に比べ、融資対象物件担保以外の担保・第三者保証人を徴求する場合は低位に定めています。

● 担保設定に優遇措置

基金協会に担保をご提供いただく場合には、登録免許税が軽減されます(4/1000 → 1/1000)。